

運転技能検査について

【運転技能検査とは】

75 歳以上の普通自動車対応免許の保有者のうち、一定の違反歴のある方は、運転免許証等を更新する際に、「運転技能検査」を受検し合格しておかなければなりません。

検査は、課題走行を行い、その結果により運転技能の程度を判定します。

検査は運転免許証等の有効期間内であれば繰り返し受検できますが、合格しないと運転免許証等の更新を受けることができません。

【検査対象者】

更新期間の満了日における年齢が 75 歳以上の普通自動車対応免許を更新しようとする方で、過去 3 年間に普通自動車等の運転に関する一定の違反歴がある場合

※過去 3 年間とは、運転免許証等の有効期間満了日の直前の誕生日の 160 日前の日の前 3 年間の期間をいいます。

【対象となる違反行為】

信号無視	速度超過	交差点右左折方法違反等	安全運転義務違反
通行区分違反	横断等禁止違反	交差点安全進行義務違反	携帯電話使用等
通行帯違反等	踏切不停止等・遮断踏切立入り	横断歩行者等妨害等	

【受検までの流れ】

1. 検査・講習通知書が届きます。（更新期間満了日の約 180 日前）
2. 通知書 1 ページの「あなたの必要な検査・講習」欄に記載された運転技能検査を確認して下さい。
3. 通知書記載の検査・講習実施場所一覧から希望する自動車学校等へ早めに電話で予約してください。（認知機能検査・高齢者講習も併せて予約可能）
4. 予約した自動車学校等で受検してください。

【運転技能検査の概要】

検査内容	実際にコースで普通自動車を運転して、課題を行い減点方式で採点します。
検査時間	約 20 分
手数料	3,650 円 ※認定検査で実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合があります。

合格点	第1種免許 70点以上 第2種免許 80点以上 (100点満点からの減点方式) ※合格点に満たなければ運転免許の更新を受けることができませんが、運転免許証等の有効期間内であれば繰り返し受検できます。
-----	--

【運転技能検査の課題や減点について】

○指示速度による走行



- 指示された速度で安全に走行することができるかどうかを確認。
- 速すぎたり遅すぎたりした場合は10点の減点

○一時停止



- 道路標識等によって一時停止が指定された交差点で、停止線の手前で確実に停止できるかどうかを確認
- できなかった場合は、その態様に応じて10点又は20点の減点

○右折・左折



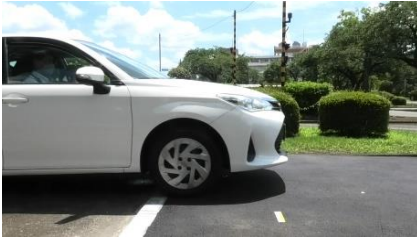
- 右左折時に、道路の中央線からはみ出して反対車線に入ったり、脱輪したりせずに、安全に曲がることできるかどうかを確認
- 車体が中央線からはみ出した場合は、その程度に応じて20点又は40点の減点
- 脱輪した場合は20点の減点

○信号通過



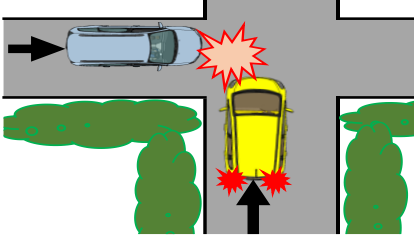
- 赤色の信号機に従って、停止線の手前で確実に停止できるかどうかを確認
- 停止線の手前で停止できなかった場合は、その態様に応じて10点又は40点の減点

○段差乗り上げ



- 段差に乗り上げた後、直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えて安全に停止することができるかどうかを確認
- 段差に乗り上げた後、適切に停止できないときは 20 点の減点

○その他



- 検査中、衝突等の危険を避けるために検査員が補助ブレーキを踏むなどしたときは 30 点の減点